

令和6年鎌倉市二十歳のつどい事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 実施目的

本業務は、二十歳という節目の年齢を迎える青年たちが、本格的に社会の一員となっていくことを祝い励ますために開催する、記念式典「二十歳のつどい」を円滑に運営することを目的としている。

なお、本業務は、記念式典「二十歳のつどい」に、当事者である青年によって構成される「二十歳のつどい実行委員」（以下「実行委員」という。）からの意見を反映することで、より意義のある式典を開催することを目指すものである。

この募集要領は、令和6年鎌倉市二十歳のつどい事業業務委託（以下「本プロポーザル」という）の受注者を選定するにあたり、事業の内容を十分に理解し、最も適切な企画提案をした者を、当該事業の最優秀提案者として選定することを目的とします。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和6年鎌倉市二十歳のつどい事業業務委託

(2) 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 業務の目的・内容

別紙「令和6年鎌倉市二十歳のつどい事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）1月31日まで

(5) 事業限度費

1,992,815円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(6) 支払方法

業務完了確認後の一括払いとします。

3 担当課

鎌倉市こどもみらい部青少年課青少年担当

所在地：〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話：0467-23-3000(内線2463・2494)

Email：k-ssn@city.kamakura.kanagawa.jp

※電話による質問は、受付しておりません。

4 参加条件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が、優先交渉権者として契約を締結するためには、参加申込書提出日から契約締結の日までの全期間において、次に掲げる条件をすべて満たす必要があります。

- ア 神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- イ 事業費限度額に対応した見積書を提出できること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者でないこと。
- エ 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- オ 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- カ 鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月条例第 11 号）第 2 条第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当しないこと。
- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- ク 過去 2 年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- ケ 過去 6 箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- コ 国又は地方公共団体と契約した成人式の企画運営等業務を、過去 5 年以内に元請として受注し、かつ、履行を完了した実績を有すること。
- サ 官公庁もしくは民間が主催する式典またはイベント等の企画運営等業務を、過去 5 年以内に元請として受注し、かつ、履行を完了した実績を有すること。

(2) 失格要件

参加者が次のいずれかに該当する場合は本プロポーザルへの参加を認めず、失格とします。

- ア 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- イ 参加申込の受付及び審査に必要な書類、並びに、企画提案の受付の手續に必要な書類を期限までに提出しなかった場合
- ウ 本市に提出した書類に虚偽の記載があった場合
- エ 見積額が事業費限度額を超えている場合
- オ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- カ 選定の公平性を害する行為があった場合
- キ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会会長が失格であると認めた場合

5 スケジュール

事業者選定スケジュールは次のとおりです。

日程	項目
令和 5 年 4 月 26 日	募集要領の公表 (本市ホームページに掲載)

令和5年5月1日9時から令和5年5月8日17時まで	募集要領への質問受付
令和5年5月9日	質問への回答 (本市ホームページに掲載)
公表日から令和5年5月12日17時まで	提出書類一式の提出締め切り
令和5年5月15日	参加資格の審査・通知
令和5年5月22日(予定)	プレゼンテーション
令和5年5月29日	結果通知

6 参加申し込み

- (1) 本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加申込の手續に必要な書類(以下「参加申込書類」という。)及び選定の手續に必要な書類(以下「提案書」という。)を持参により、担当課に提出してください。提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。

なお、事前に担当課宛てのメールで、持参する日時を連絡してください。

(2) 受付期間

募集要領公表から令和5年5月12日(金)17時まで

(3) 提出書類

参加者は、以下の書類を提出し、参加申込みを行うものとします。

提出書類	部数	提出期限
① 参加申込書(様式1)	正本 1部	令和5年5月12日 (金)17時まで
② 暴力団等の関与がない旨の誓約書兼承諾書(様式2)		
③ 事業者概要(様式3)		
④ 業務実績調書(様式4)	正本 1部	
⑤ 様式4を証するもの	副本(正本の写し) 5部	
⑥ 企画提案書(様式任意)	正本 1部	
⑦ 見積書(様式任意)	副本 5部(※)	
⑧ 積算内訳書(様式7)		

※正本だけに事業者名を入れ、副本には事業者名や事業が特定できる印・マークは記載しないでください。

※あて先は鎌倉市長です。

※①及び②は代表者印を押印してください。

※⑦は事業限度額の範囲で作成してください。所在地、名称、代表者役職氏名と記載の上、代表者印を押印してください。

(4) 参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の審査を担当課で行い、令和5年5月15日(月)までに参加資格の審査結果について、参加申込をした全ての事業者へメールで通知する予定です。

- (5) 参加資格を有すると確認できた事業者（以下「参加事業者」という。）には、企画提案のプレゼンテーション（質疑応答を含む。以下「プレゼンテーション」という。）を行っていただきます。

7 質問の受付

本プロポーザルにおける募集要領、仕様書、審査基準及び様式（以下「募集要領等」という。）に関する質問がある場合は、「質問票（様式5）（以下「様式5」という。）」を提出してください。

(1) 受付期間

令和5年5月1日（月）9時から令和5年5月8日（月）17時まで

(2) 提出方法

様式5に必要事項を記載しメールに添付して担当課へ提出してください。メールの表題は「令和6年鎌倉市二十歳のつどいプロポ質問（事業者名）」とし、メール送信後、担当課に受信確認の電話をしてください。メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答しません。

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和5年5月9日（火）に本市ホームページ上にて公表するとともに、質問及びその回答を公表したことについて、質問票の提出事業者及び当該公表時点で参加申込をした事業者へメールで連絡する予定です。

なお、質問は、匿名で公開します。

8 選定方法

本事業は、プロポーザル方式により、公募に応じた参加事業者から企画提案書の提出を求め、鎌倉市が設置する審査会において提出書類及びプレゼンテーション内容を総合的に審査・評価し、当該事業の目的及び内容に最も適した者を最優秀提案者（優先交渉権者）とします。

審査の結果、最低基準の点数を上回る参加事業者がいなかった場合、このプロポーザルにおいては契約を行わないものとします。

審査の順番は、提案書の受付順とします。

(1) 審査方法

ア 提出書類及び提案内容のプレゼンテーションとそれに対する質疑応答に基づき、選考委員会の評価を行い、優先交渉権者及び優先交渉権次席者を特定します。

イ 参加事業者が1者であっても評価を行い、候補者として適当でないと認められる場合には、候補者としなないことがあります。

(2) プレゼンテーション

ア 日時・場所（予定）

令和5年5月22日（月）（参集時間及び会場は別途通知します）

イ プレゼンテーション

- ・提案時間は20分以内とします。提案時間が20分を超過した場合は、打ち切ります。
- ・出席は3名以内とし、プレゼンテーションは管理責任者として業務に直接携わる者が行ってください。
- ・説明は、企画提案書に沿って行うものとします。なお、提案書及び提案に使用する機材（PC、

スクリーン等) 以外の使用は不可とします。

ウ 質疑応答

質疑時間は、選考委員からの質問及びその回答を含め 15 分程度とします。

エ 提案内容について

式典の企画内容について、参加者が「二十歳の記念」を実感できる参加型企画の提案をしてください。なお、参加型企画の内容については、提案された企画を基に、令和5年6月以降開催の実行委員会の意見を取り入れながら設計していきます。実行委員会の意見をどのように取り入れていくか、その考え方がわかるように提案してください。

(3) 審査項目及び基準

項番	審査項目	審査基準	配点
1	基本姿勢	<ul style="list-style-type: none">仕様書の内容を十分に理解しているか。専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい説明となっているか。	5
2	業務実績	<ul style="list-style-type: none">業務の円滑な実施が期待できる実績を有しているか。	10
3	業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none">業務を実施するための適切な体制が整っているか。発注者や関係機関との十分な連携を図るとともに、柔軟な対応ができる体制となっているか。個人情報管理するのに十分な体制となっているか。職員の配置は適切か。業務の遂行に必要な知識を有している者を配置しているか。	20
4	提案内容	【提案全般】 <ul style="list-style-type: none">募集要領等を的確に踏まえ、明確かつ具体的な業務内容についての提案がなされているか。参加型企画は、二十歳の参加者たちが、本格的に社会の一員となっていくことを祝い励ますもので、思い出に残るものとなっているか。実行委員の意見を柔軟に反映することができる提案内容となっているか。	40
5		【業務スケジュール】 <ul style="list-style-type: none">確実に式典を履行できるスケジュールとなっているか。緊急事態や不測の事態への対応が可能なスケジュールとなっているか。	10
6		【リスク管理】 <ul style="list-style-type: none">リスク管理ができるとともに、安全面や衛生面への対策がなされているか。	10
7	コスト	<ul style="list-style-type: none">求められる内容を満たし、品質を第一としつつも、運営コストに配慮し、コスト削減のための工夫がなされているか。	5
合計			100

※企画提案書等は、上記審査項目順に作成するとともに、提案書の中で該当部分に下線を引き、審査基準の項番号を振る等、提案内容が明確にわかるようにしてください。

(4) 評価方法

ア 採点方法

- ① 提出書類及びプレゼンテーションから、審査会委員ごとに、審査基準に沿って採点する。
(100 点満点/委員)
- ② 全委員の採点結果を合計し、総得点が最も高かった事業者を最優秀提案者とする。
- ③ 総得点が最も高かった事業者が複数いる場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

イ 最低基準

アにより、最優秀提案者となった場合であっても、採点の平均点（総得点÷委員数）が 60 点に達しない場合（60 点未満）は、採用しない。

(5) 結果通知

審査の結果について、令和 5 年 5 月 29 日（月）に電子メールあるいは書面にて通知します。

(6) その他

審査会は非公開とします。

9 契約について

(1) 業務委託契約

- ア 本事業については、最優秀提案者と契約内容等に関する調整を行い、結果通知日から 10 日以内に業務委託契約を締結します。
- イ 最優秀提案者と契約に至らなかった場合は、次点者と契約に関し協議・調整を行います。

(2) 契約保証金

契約保証金の納付については、鎌倉市の契約規則等に準じます。

(3) 業務の要件に反した場合の取扱い

受託者が業務の実施に当たり業務の目的・内容に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を返還させることがあります。

10 結果公表

選定結果については、契約締結後（令和 5 年 6 月 15 日（木））に本市ホームページで公表します。

11 その他留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 本市に提出した書類の提出後の修正、変更及び追加は一切認めません。
- (3) 本市に提出した書類の著作権は提案者に帰属します。ただし、本市が本プロポーザル結果の報告等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに本市に提出した書類の内容を無償で使用（複写含む。）できるものとします。
- (4) 提出された書類は返却しません。

- (5) 本プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月条例第 4 号）に基づき本市に提出した書類を公開します。
- (6) 参加申込の手續後に、辞退する場合は、「辞退届（様式 6）」を提出するものとします。
- (7) 本市に送信するメール及びメールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理（以下「コンピュータウイルス対策処理」という。）を実施の上、送信してください。
- (8) 本市は、メールに添付する電子ファイルを含めて約 15MB までのメールを受信可能（拡張子「lzh」は受信不可）です。受信できないサイズのメールの送付が必要な際は、担当課までメールで御相談ください。本市の指定するオンラインストレージ経由での送信方法をお知らせします。
- (9) 様式の（注意事項）の記載は、書類の作成に当たって削除しても構いません。
- (10) 募集要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、鎌倉市財務規則（平成 7 年規則第 34 号）等関係法令等の定めるところによります。
- (11) 天災地変その他のやむを得ない事由により、本公募を執行することができないと認められるときは、その執行を延期し、又は取りやめることがあります。